

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)
地域名 (地域内農業集落名)	みの草 (みの草)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

経営体の高齢化が進む中、耕作放棄地とならないよう水稲と畜産により農地を維持・管理している。地域内で主に栽培している作物は米である。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、水田の畑地化、飼料用作物の栽培、共同利用機械の購入である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、新規の担い手不足、遊休農地の増加、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足が挙げられる。中心経営体はいるが十分ではない。
主な作物: 米

(2) 地域における農業の将来の在り方

規模拡大、低コスト化を図ること、地域の中心となる経営体に積極的に集積すること、センサー、ロボット、人工知能など新技術導入で効率化を図ること、担い手確保のため地域で新規就農希望者との交流を図ることを目指す。また地域の所得向上に向け、企業による農業参入、法人の強化・集積、新しい技術の導入に取り組みたいと考えている。現在、地域では共同機械を購入し、効率化を図ることに取り組んでいる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・大規模な基盤整備を行い、耕地を整備する。農業法人の設立や、機械化により効率化を図る。また、高齢化に伴う、遊休農地の適正管理を行う。 ・今後離農者が出た場合には、中心となる経営体へ農地を集積し、低コスト化を図りながら、農地保全に努める。 ・中心経営体への集約・外部からの担い手への集約等。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
基盤整備事業や農地管理経費の地元負担軽減のために、中間管理機構の地域集積協力金を活用していきたい。
(3) 基盤整備事業への取組方針
圃場整備事業による農地の集積を行い、中間管理事業の担い手が受けやすい環境整備に努めたい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
ゆふ農林業サポート人材バンク等と連携し、大型機械の共同使用およびオペレーター人材育成とその活用。農業用ドローンのオペレーターの人材育成とその活用。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特記事項なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止用フェンス、電柵等の共同購入、共同設置。
- ⑦中山間事業を活用した農用地の保全・管理。
- ⑧共同購入した農業用機械の保管倉庫の整備。
- ⑨水田の畑地化、飼料用作物。